件名:核燃料サイクル工学研究所プルトニウム燃料第三開発室における 「未許可(又は無許可)で核燃料製造試験」とする報道について 平成 27 (2015) 年 8月 19 日

## 記事概要

○茨城県東海村にある日本原子力研究開発機構の施設で、必要な許可がないまま核燃料の製造試験を行っていたことがわかり、原子力規制委員会は、審査や検査に合格するまでは核燃料の製造や試験を行わないよう指示した。

## 事実関係

- ○プルトニウム燃料第三開発室 (Pu-3) において、混合酸化物 (MOX) 燃料製造 試験を実施するため、平成 16 年に国から使用の許可を取得し、今回と同様の試験 を平成 18 年度から 20 年度にかけて実施していました。一方、Pu-3 は、平成 16 年 9 月に加工事業許可を申請し、現在、審査中の施設です。
- ○今回の試験は、プルトニウムの濃度等をパラメータとして小数回実施するものであり、これまでと同様に、使用許可の下で実施可能と判断し、本年4月に現地保安検 査官に計画を説明した上で試験を開始したものです。
- ○原子力規制委員会の開催に先立ち、試験に対して原子力規制庁から説明を求められ、 7月10日の面談で7月9日から試験を中断させていることなどを説明するととも に、7月29日の面談では加工事業に係る新規制基準への適合確認のための対応に 専念することなどを説明しました。
- ○8月19日に原子力規制委員会からは、「Pu-3は、使用の許可を受けているものの、 現在、加工事業の審査中であり、新規制基準に適合することを確認するまでの間、 燃料製造及びこれに関する試験を行わないこと」とする指示が示されました。

## 機構の基本的考え方

- ○今回の原子力規制委員会の指示は、加工事業の審査中である P u -3の新規制基準適合までの間の運用に対する考え方が新たに示されたものです。 P u -3の今後の運用に対する考えが明確に示されたことを受けて、使用許可の下で実施していた試験を取りやめることとしたものであり、報道による「未許可」「無許可」で試験を実施したというものではありません。
- ○原子力規制委員会の指示を真摯に受け止め、加工事業の許可申請書の補正等の新規制基準に適合させるための取組を速やかに実施してまいります。

以上

## (参考)

プルトニウム燃料第三開発室 (Pu-3) に係るこれまでの主な経緯

- 昭和 63 年 10 月 「常陽」燃料製造開始
- ・平成元年 10 月 「もんじゅ」燃料製造開始
- ・平成 16 年 6 月 MOX 製造試験を実施するための文部科学大臣あてに使用許可変更申請 (平成 16 年 9 月許可取得)
- ・平成 16 年 9 月 経済産業大臣(旧原子力安全・保安院)あてに加工事業許可申請
- ・平成 18 年度~平成 20 年度 MOX 製造試験を実施
- ・平成 22 年 12 月 新耐震指針を反映した加工事業許可申請の一部補正
- ・平成23年3月11日 東北地方太平洋沖地震が発生
- ・平成 25 年 12 月 18 日 新規制基準(施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則)の施行
- ・平成27年7月3日MOX製造試験を開始
- ・平成27年8月19日 原子力規制委員会からPu-3の今後の運用についての指示文書を受領